



【2024.4.1】

第 22 回 愛媛県フットサルリーグ 2024 実施要項

1. 名 称
第 22 回 愛媛県フットサルリーグ 2024
2. 主 催
(一社)愛媛県サッカー協会・愛媛県フットサル連盟
3. 主 管
(一社) 愛媛県サッカー協会フットサル委員会・愛媛県フットサル連盟
4. 日 程
2024.4～2025.2
5. 会 場
県内各地
6. 競技方法
2 部制による 2 回総当たりのリーグ戦を行う。
7. 競技規則
大会実施年度の(公財)日本サッカー協会フットサル競技規則による。
(競技規則の改正があった場合は実行委員会にて適用時期を決定する)
8. 試合時間
 - ① 1 部：40 分間（各 20 分間からなる 2 つのピリオド）のプレーイングタイムとしハーフタイムのインターバルは 10 分間（第 1 ピリオド終了から第 2 ピリオド開始まで）、同点の場合、延長戦は行わない。
 - ② 2 部：36 分間（各 20 分間からなる 2 つのピリオド）のプレーイングタイムとしハーフタイムのインターバルは 10 分間（第 1 ピリオド終了から第 2 ピリオド開始まで）、同点の場合、延長戦は行わない。
9. 参加資格
 - (1) 愛媛県フットサル連盟に加盟するチームで、(公財)日本サッカー協会に「フットサル 1 種」または「フットサル 2 種」の種別で加盟登録した選手登録数 8 名以上の単独のチームであること。
 - (2) チームに必ず 4 名以上の有資格者の審判員を有していること、内 1 名以上は F3 級以上の審判員資格を有していること。
 - (3) 外国籍選手は 1 チームあたり 3 人までの登録を認める。

10. 選手資格

- (1) (公財)日本サッカー協会フットサル登録手続き済ませた選手で、他のフットサルリーグ及連盟加盟の他チームと重複していないものに限る。
- (2) (公財)日本サッカー協会に承認を受けたクラブを構成する加盟登録チームについては、「フットサル 1 種」チームは、同一クラブ内の他の加盟登録チームに所属する選手を、移籍手続きなしに参加させることができる。なお、本項の適用対象となる選手の年齢は、「フットサル 2 種」のみとし、「フットサル 1 種」年代の選手は適用対象外となる。
※違反のあったチームは当該チーム試合を棄権扱いとして結果は 5-0 とし、以後の処置は愛媛県フットサルリーグ実行委員会で協議し、(一社)愛媛県サッカー協会規律・フェアプレー委員会が決定する。後日、違反の発見された場合も同様とする。

11. 追加・移籍

- (1) 追加登録選手は(公財)日本サッカー協会に登録を済ませなければならない。
- (2) 移籍できる期間は 4 月 1 日～11 月 30 日までとする。
- (3) (移籍選手は 11 月 30 日までにリーグ事務局に提出すること)
- (4) 追加登録選手・移籍登録選手は日本サッカー協会フットサル登録を済ませ選手証が発行された後、試合に出場できる。但し、所属リーグが 11 月 30 日以前に終了した場合はその日以降は他チームに移籍することはできない。
- (5) 追加登録選手、移籍選手、スタッフの追加変更は出場する試合の 4 日前 (例: 5 月 7 日の試合に出場する場合は 5 月 3 日の 24 時まで) に申請すること。メール送信可とする)

12. ユニフォーム規程

- (1) (公財)日本サッカー協会、ユニフォーム規程に準ずる。
- (2) フィールドプレーヤー、ゴールキーパーともに、色彩が異なり判別しやすい正副のユニフォーム(シャツ、パンツ、ストッキング)を参加申込書に記載し、各試合には正副ともに必ず携行すること。
- (3) ユニフォームのうちシャツの色彩は、通常審判が着用する黒色と明確に判別し得るものでなければならない。
※黒、紺をベースとしたシャツは認めない
- (4) シャツの前面、背面に参加申込書に登録した選手番号を付けること。ショーツにも選手番号を付けることが望ましい。選手番号は服地と明確に区別し得る色彩であり、かつ判別が容易なサイズのものでなければならない。ただし、本リーグに限り試合毎の背番号の変更を可とする。
- (5) ユニフォームに広告を掲示することを希望するチームは、当該チームが所属する県サッカー協会に申請し、当該県サッカー協会及び(公財)日本サッカー協会の承認を得なければならない。

13. 警告・退場

- (1) 警告を 3 回受けた選手は自動的に次の 1 試合は出場停止とする。
- (2) 退場処分を受けた選手は次の 1 試合を出場停止とし、以後の処置は(一社)愛媛県サッカー協会規律・フェアプレー委員会で決定する。

14. 棄権の扱い

棄権をしたチームはその試合の結果を 0 対 5 とする。

15. 勝ち点

勝=3 点 分=1 点 負け=0 点

16. 順位

① 勝ち点 ② 得失点 ③ 総得点 ④ 総失点 ⑤ 当該対戦結果 ⑥ 左記、同じ場合は抽選

チーム事情により次年度、チーム解散又はリーグ参加できない場合は暫定順位として当年度の順位は最下位とする。他のチームは順位を繰り上げとする。※次年度参加の確認

※コロナ渦等特殊な事情でリーグが全日程を消化できなかった場合は中止時点での暫定順位とする

17. 降格・昇格・

(1) リーグ 1 位チームは四国フットサルリーグチャレンジチーム決定戦に参加する権利を有する。ただし、四国フットサルリーグ加盟条件を満たしている、またはその要件を満たす準備があるチームに限る。

(2) 1 位チームが昇格を希望しない場合 2 位のチームに (1) の権利を与える。

(3) リーグ 1 部と 2 部の入替については、チーム状況等を考慮しながら 11 月末までに運営事務局で案を作成し、評議会（代表者会議）で決定する。コロナ渦等、特殊な事情で入替戦が実施できない場合も同じ。

(4) 上記によりがたい場合の昇降格については評議会の意見を得た上で、愛媛県フットサル連盟理事会で決定する。

18. 総会

リーグ終了後、総会を行う（期日・会場は愛媛県フットサル連盟で決定）

※次年度参加が不透明、チームが解散の場合は当年度 1 月末までに実行委員会事務局まで連絡すること。

19. 参加料及会計処理

① 参加料は 60,000 円とする

② 新規加盟チームは別途 30,000 円を納入する

③ 登録選手は（一財）日本フットサル連盟に 2,000 円を納入。（JFA 登録時に自動加算）

④ 参加チームは別途、愛媛県フットサル連盟加入料（登録選手一人あたり 500 円）を 1 月末までに納入。

※金額納入方法については愛媛県フットサル連盟から別途案内する。

⑤ 審判謝金

審判担当チームに 1 試合につき 2,000 円を支給する。

⑥ 会場費用は事務局が会場既定の料金を支払う。

⑦ 実行委員会事務局に事務処理費（50,000 円）を支払う。

20. その他

① 競技中選手は必ずビブスを着用すること。

② ベンチに入ることのできる人数は役員 4 名(登録された役員)、選手 14 名(スターティングメンバーを含む)の 18

名以内とする。

- ③ 各チームはチームの責任において必ずスポーツ障害保険に加入する事。
- ④ 試合中または移動中のけが、事故については大会事務局及び（一社）愛媛県サッカー協会、愛媛県フットサル連盟は責任を負わない。
- ⑤ 試合中・練習中を問わず場内外の器物を破損した場合は当該チームにおいて弁償する事。
- ⑥ 各チームはマナーを厳守する事。(会場の違反をして会場の使用禁止を場合は除名処分とすることがある)

21. 運営担当は愛媛県フットサルリーグで決定する。

オフィシャルチームは、当日の試合結果を 3 日以内に FDS に入力し、記録用紙と審判報告書を、実行委員会事務局にメール送信する事。

警告・退場があった場合は翌日までに FDS に入力を行い、審判報告書（退場のあった場合は重要事項）を送付すること。

22. マッチコーディネーションミーティング（MCM）

マッチコミッショナーは配置しない。

MCM は行わない、試合前に審判、相手チームと打ち合わせを行い、ユニフォーム・最初のベンチの位置を決定する。

試合の判定、結果についての異議は認めない、不服がある場合は評議長あてに異議申し立てを行うことができる。

退場処分を受けたもので、その処分に不服がある場合は弁明書をもってマッチコミッショナーの事情聴取に代える。

23. 審判

審判は割り当てられたチームが担当する。

級のガイドラインは主審 3 級以上、第 2 審 4 級以上、第 3 審 4 級以上、タイムキーパー 4 級以上とする。